

議案第 28 号

三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町税条例（昭和 35 年 9 月三宅町条例第 37 号）の一部を
改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 6 月 4 日 提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町税条例の一部を改正する条例

三宅町税条例（昭和 35 年 9 月三宅町条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「及び扶養親族」の次に「（年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 10 条の 2 第 25 項を同条第 26 項とし、同条第 24 項を同条第 25 項とし、同条第 23 項の次に次の 1 項を加える。

24 法附則第 15 条第 46 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第 24 号第 2 項、第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び附則第 5 条第 1 項の改正規定

並びに次条の規定 令和 6 年 1 月 1 日

(2) 附則第10条の2第25項を同条第26項とし、同条第24項を同条第25項とし、同条第23項の次に1項を加える改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

（町民税に関する経過措置）

第2条 改正後の三宅町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

三宅町税条例（昭和 35 年 9 月 三宅町条例第 37 号）新旧対照表

改 正 後 (案)	現 行
(個人の町民税の非課税の範囲) 第24条 略 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。	(個人の町民税の非課税の範囲) 第24条 略 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。
(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。	(個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

(1) 略	(1) 略
(2) 略	(2) 略
(3) 略	(3) 略
2～5 略	2～5 略
附 則	附 則
(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)	(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)
第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）は課さない。	第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）は課さない。
2及び3 略	2及び3 略

(特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)
第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の町民税に限り、
法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定に
よる控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とある
のは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並び
に法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の
2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用すること
ができる。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～23 略

24 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の
1とする。

25 略

26 略

(特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の町民税に限り、
法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定に
よる控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とある
のは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに
法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2
第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することが
できる。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

2～23 略

24 略

25 略

(

(